

## よくあるご質問

### ○ 位置図・区域図は、実測が必要か？

伐採等を行う位置・区域がわかるものであれば、実測は必要ありません。  
(作業許可行為は原則として実測図)

### ○ 届出者（個人）の本人確認書類はどのようなものが該当するか？

住民票、運転免許証、個人番号（マイナンバー）カード（表面）の写しなどが該当します。

### ○ 必要な許認可がわからない場合はどうすればいいか？ 許認可後でなければ、届出は出せないのか？

各振興局や市町村の林務部局に他法令の許認可リストがありますので、ご活用ください。

なお、許認可の申請前（または申請中）であっても、その状況を記載した書類を添付することで届出可能です。

### ○ 土地の登記事項証明書は入手に手数料がかかるが、どうすればいいか？

固定資産税納税通知書の写しでも代替可能です。

### ○ 口頭契約のため、売買契約書がない場合は、どうすればいいか？

口頭契約のため書面が存在せず、契約書の添付が難しい場合には、伐採権原を有することとなった添付資料第2号（同意書）に立木売買年月日等、権原を有することになった経緯を記載するようお願いします。

なお、事後のトラブル防止につながりますので、契約書などの書面の作成に努めていただくようお願いします。

### ○ 境界関係書類は、隣接森林所有者の署名・捺印が必要か？

伐採区域が明確になっているかを確認するために添付を求めるものであり、伐採区域を確認した隣接森林者の氏名や確認日時がわかる書類であれば、署名・捺印などは必要ありません。

### ○ 隣接森林所有者が不明で境界確認ができない。どうすればいいか？

隣接森林所有者と連絡がつかないなど特別の事情がある場合には、その状況と伐採区域を判断した根拠を記載した書類を添付してください。また、その場合には、隣接地から距離を空けるなど伐採区域を工夫し、誤伐等を防止するための対策を実施してください。

詳細については、各振興局農山（漁）村振興部森林管理班にご確認ください。